

判決年月日	平成30年7月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成30年(行ケ)10004号		

○ 原告の有する照明器具の図柄等から成る商標が商標法4条1項19号に該当するか否かが争われた事件において、被告の販売するランプシェードの立体的形状から成る商標は被告の業務に係る商品であることを表示するものとして日本国内における「需要者の間に広く認識されている商標」であり、原告の有する上記商標は、被告の販売するランプシェードの立体的形状から成る商標と類似し、不正の目的をもって使用をするものであるとして、同号に該当すると判断した事例

(関連条文) 商標法4条1項19号

(関連する権利番号等) 登録第5643726号, 第5825191号

判 決 要 旨

被告は、原告の有する照明器具の図柄等から成る商標（登録第5643726号。以下「本件商標」という。）について、商標登録無効審判を請求し、特許庁は、本件商標は商標法4条1項19号に該当するとして、その登録を無効とする旨の審決をした。本件は、上記審決の取消訴訟である。

本判決は、①被告の販売するランプシェード「PH5」（以下「被告商品」という。）の立体的形状から成る商標（登録第5825191号。以下「引用商標」という。）は、被告商品の販売状況、広告宣伝状況、雑誌等の出版物への掲載状況のほか、グッドデザイン賞の受賞や高等学校の教科書において紹介されたことを総合すると、約40年間にわたる販売や広告宣伝によって、需要者の間で周知著名となり、自他商品識別機能ないし自他商品識別力を獲得するに至り、引用商標は本件商標の登録出願時及び登録査定時において、被告の業務に係る商品であることを表示するものとして、日本国内における需要者の間に広く認識されていた、②本件商標は引用商標と類似する、③原告は、被告商品の立体的形状（引用商標）が被告商品を表示するものとして需要者の間に周知著名であることを十分に認識しながら、被告から原告商品の販売が被告の商標権及び著作権を侵害し、不正競争に当たる旨の警告を受けた際に、引用商標が未だ商標登録されていないことに乗じ、被告との交渉を有利に進め、あるいは対抗手段を確保することを意図して、本件商標の登録出願を行い、しかも、現に本件商標の商標権に基づいて被告商品に対する輸入差止申立てを行っているから、原告による本件商標の登録出願は、被告による被告商品の営業活動に支障を生じさせることを目的とするものであり、不正の目的をもって使用をするものであるとして、本件商標は商標法4条1項19号に該当すると判断し、原告の請求を棄却した。